



アイズ通信 vol. 2

2018.8発行

【アイズの活動ーネットワークの構築ー】

高齢者・障がい者の方が抱える問題は、法的な問題だけでなく、様々な分野に跨ります。そのため、具体的な生活設計にあたっては、健康の維持（医療分野）、生活面での不都合の解消（介護・福祉分野）といった身上監護面や、生活の基礎となる収入・資産（財産管理面）を総合的に検討することが必要であり、高齢者・障がい者の方の法的支援にあたっては、ご本人の親族はもとより、医療、福祉、行政等、高齢者・障がい者の方の支援を行う方と連携を取ることが必要不可欠です。

アイズでは、医療、福祉、行政等、高齢者・障がい者の方の支援を行う専門機関、団体と連携し、高齢者・障がい者の方の総合的な支援のためのネットワークを構築しています。

【ネットワークの活用ー司法サービスの提供という面からー】

高齢者・障がい者の方の司法アクセスを容易にするため、法律相談センターでの相談に加え、アイズでは、電話相談（無料）、出張法律相談等の相談事業（地域包括センターでの出張相談を含む）を実施しています。名古屋市については、試行的に地域包括支援センターでの定期的な面談相談事業も実施しています。

また、地域包括支援センター職員向けの電話・FAX相談、セミナー等の実施、カンファレンスへの弁護士派遣等を内容とする地域包括支援センター法律支援事業を実施し、愛知県下全域の地域包括支援センターとネットワーク構築しています。この地域包括支援センターを拠点とした出張・巡回相談は、司法アクセス障害の解消、ひいては高齢者の法的支援実現のために、地域に根ざしたネットワークを生かした実例となっています。

アイズは、今後も地域に根ざしたネットワークの構築を大切にし、連携のための活動を続けていきます。

高齢者・障がい者

高齢者・障がい者に関する情報が集約される。

アクセス障害

- ・身体的問題、判断能力
- ・社会的孤立、情報弱者
- ・心理的抵抗感

福祉制度上の相談拠点（地域包括支援センター等）

高齢者・障がい者のための相談拠点（情報の集約拠点）を介しての司法サービス（出張法律相談、巡回型法律相談）の実施。

障害の生じにくい形で司法サービスを提供（電話相談、出張相談）

司法サービス（来館型法律相談等）

アイズ

：司法サービス（法律相談等）の提供

団塊の世代が75歳を迎え4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来する2025年問題に向けて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が推進されており、地域包括支援センターがその中心的な役割を果たすことが求められています。

詳細については以下の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

愛知県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「アイズ」

TEL 052-203-2677

